

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
平成31年 3月20日	和歌山市湊1366 番地1先路上（青岸 橋）	1,042,037円		ダンプカーの接触 事故による損害賠 償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和元年 12月17日	和歌山市八番丁12 番地先路上	47,295円		公用車の接触事故 による損害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和2年 1月29日	和歌山市松島513 番地5	485,000円		清掃自動車の物損 事故による損害賠 償金

報第4号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和2年 1月30日	和歌山市神前177 番地1	327,400円		清掃自動車の物損 事故による損害賠 償金

報第5号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和2年 1月31日	和歌山市新堀東2丁 目1番6号	118,040円		清掃自動車の物損 事故による損害賠 償金

報第6号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和2年 2月18日	和歌山市西浜166 0番地401 和歌山市中央卸売市 場内	200,000円		ショベルローダー の物損事故による 損害賠償金

報第7号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年4月20日 提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和2年3月27日
工 事 名	貴志小学校外9校トイレ改修工事
工 事 場 所	和歌山市栄谷字八幡前886番外9か所
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	546,700,000円 565,510,000円
契約の相手方	和歌山市和歌浦南1丁目4-21 株式会社中山建設 代表取締役 中山 善嗣
変 更 理 由	当初予定していた既存トイレスペース内では、多目的トイレとしての機能を満足できず、改修工事の範囲を広げたため。